

議会運営委員会会議録（令和3年2月25日）

出席委員 中川委員長 開田副委員長 青山委員 原委員 古沢委員 浦田委員  
岩城議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石坂総務部長 櫻井総務課主幹 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 永田主幹

午前10時00分開会

【中川委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。浦田委員、開田副委員長にお願いいたします。

日程第2 令和3年3月定例会提出案件について、当局から説明をお願いいたします。

【石坂総務部長】 おはようございます。

それでは、3月定例会に提出する議案の概要について説明を申し上げます。

まず、新年度予算関係でございます。一般会計のほか国民健康保健事業など4つの特別会計、そして水道、下水道の2つの企業会計、合わせて7件でございます。補正予算関係につきましては、一般会計と、それから下水道会計、この2件でございます。そして、一部改正条例がございます。総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてなど全部で13件ございます。

裏のほうに行っていたら、その他の議案につきましては、自治法第179条による専決処分承認を求めることについて、また報告案件につきましては、令和元年度決算に基づく財務諸表についてなどの2件でございます。そして、追加議案として、人事案件が3件ございます。

それでは、内容につきまして、担当のほうから説明を申し上げます。

【奥村財政課主幹】 改めまして、おはようございます。

それでは、3月定例会に提出した予算関係を、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、一覧表のほうで、新年度予算関係につきましては、議案第1号 令和3年度一般会計予算から議案第7号 下水道事業会計予算までは、先週金曜日に全員協議会のほうで

ご説明させていただいておりますので、説明は省略をさせていただきます。

それから、補正予算関係は2件ございまして、まず議案第8号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第8号）です。いつもの一覧表をご覧ください。

議案第8号 令和2年度の一般会計3月補正予算（第8号）でございます。今回の補正額につきましては、3億4,910万1,000円となります。各目的別に申し上げます。

まず、2款総務費でございます。

財政調整基金積立金8,366万8,000円を積み増しいたしまして、令和2年度末では、現時点で20億3,457万3,000円の残高となる見込みでございます。

それから、減債基金積立金でございます。これは7,000万円補正いたしまして、令和2年度末では4億1,235万4,000円の残高となる見込みでございます。

それから、地域公共交通施設整備事業費741万1,000円につきましては、12月補正もいたしました。公共交通事業者への運行協力補助ということで、これは具体的には富山地方鉄道さんへの補助となります。

それから、ふるさと納税推進事業費290万円につきましては、去年同期に比べて、ふるさと納税の件数が増えてございまして、返礼品等の購入費用でございます。

それから、滑川中新川地区広域情報事務組合負担金9,129万9,000円につきましては、光ファイバー網の整備推進事業負担金ということで、いわゆるF T T H化のうち通信分の一部につきましては、国の補助を活用いたしまして、負担をするものでございます。

それから、個人番号カード交付事業費425万円につきましては、いわゆるマイナンバーカードの発行枚数が増えてございまして、その委託負担金が追加となるものでございます。

それから、コミュニティバス運行費150万円につきましては、コミュニティバスの修繕がかさんでおります。今回の大雪によります降雪により、損傷、それから車両の修繕が重なっておることによるものです。

2款全体では2億6,102万8,000円の補正額となります。

続いて、3款民生費でございます。

まず、福祉のまちづくり事業基金積立金73万9,000円につきましては、市内の方、14名の方からのご寄附を基金に積立てするものでございます。

それから、私立保育所等運営事業費2,912万7,000円につきましては、特に認定こども園など施設型給付などのほうで0から2歳児の延べ人数、利用者が増えてございまして、年度末の精算を行うものでございます。

それから、ひとり親家庭給付金等支給費1,787万2,000円つきましては、ひとり親家庭におきまして、まず国の政策でありますひとり親世帯臨時特別給付金、これは1世帯当たり5万円だったかと思いますが、それから県のほうの生活支援給付金、これは1世帯当たり3万円だったかと思いますが、こちらのほうの給付を行ったということでの補正でございます。

民生費全体では4,773万8,000円の補正となります。

それから、4款衛生費です。

まず、厚生連滑川病院運営費補助金100万円につきましては、市内にゆかりのある、富山市にある企業さんからのご寄附でございまして、こちら、新型コロナウイルスの体制整備の支援ということでの補助金となります。

それから、新型コロナウイルスワクチン接種事業費4,013万9,000円につきましては、ワクチンの接種体制の整備ということで、各システム改修、それからコールセンターなどの設置費用などがこちらのほうに盛り込まれております。

それから、富山地区広域圏ごみ処理施設負担金70万円につきましては、令和2年度当初見込みより、容器包装リサイクルの持込み、搬入量が多くなったことによります負担金の精算でございます。

それから、ごみ収集委託費40万円につきましては、コロナのせいもありましたでしょうか、外出を控えられたことによりまして、各ご家庭での掃除が増えたということで戸別収集委託が増えておりまして、これの増額をするものでございます。

4款衛生費のほうでは、全体で4,223万9,000円の補正額となります。

続いて、6款農林水産業費です。

土地改良対策事業費2,750万円につきましては、国の3次補正に伴います土地改良の負担金です。場所的には西加積、早月加積、それから中加積ですかね、のほうの土地改良となります。

それから、農業用施設等整備費104万円につきましては、農業用用水路の転落防止柵でございます。これは、場所的には野町地内ということでございます。

続きまして、下水道事業会計繰出金、1,009万8,000円の減額です。こちらにつきましては、過年度繰出金の精算でございまして、こちらは29年、30年度分の過年度分の繰出金についての精算を行うものでございます。

それから、漁港管理費1,342万円につきましては、国、県の補正に伴う工事負担金でござ

いまして、漁港の機能保全というのは、しゅんせつでございます。それから、増進事業というのは消雪パイプの取替え工事になりますが、それぞれ地元負担金分を補正するものがございます。

6款全体で3,186万2,000円の補正額となります。

続いて、8款土木費につきましては、まず滑川富山線等舗装改良費、それから道路附属施設改良費、それから橋梁長寿命化事業費、橋梁点検調査費、高月加島町線等消雪施設整備費のこの5件につきましては、いずれも国の3次補正予算に伴う追加内示をいただいたことによるものがございます。

裏面をお願いいたします。続いて、道路改良費のほうで3,620万円の財源更正が行われます。こちらにつきましては、後ほど出てまいります、特に一般財源となっておりました消費税交付金につきまして、国の当初予算の設定時よりも、算定に比べまして減収が見込まれるということで、全国的に減収補填債を発行させられまして、これを各投資的経費のほうで補填するということになっておるものの財源更正でございます。

それから、県道舗装改良負担金につきましては567万2,000円。これにつきましては、県で行っておられます県道の改良事業の負担金、これは10分の1になりますが、この負担金が確定したということでの補正でございます。

それから、下水道事業会計繰出金4,835万6,000円の減額ですが、これは先ほど申しました、平成29・30年度分の下水道事業会計過年度分の繰出金の精算となります。

それから、都市計画街路整備事業費3,000万円につきましては、国の3次補正に伴う追加内示がございまして、橋場国道線、いわゆる中滑川駅前の周辺整備に係るものがございます。

土木費全体では1,930万6,000円の補正となります。

10款教育費でございます。

幼稚園運営事業費は6,237万2,000円の減額となります。こちらにつきましては、今年、希望幼稚園さんが新しい制度に適用されるんですけど、初年度ということで、いろいろな事業を盛り込んだ計画をしておりましたが、実績として減額となったことによる減額補正でございます。

それから、教育のまちづくり事業基金積立金10万円につきましては、寄附1件分につきまして積立てを行うものがございます。

それから、小学校管理費640万円につきましては、コロナウイルス関係でございまして、国の3次補正において、各小学校への感染症対策備品の購入に充ててほしいということで

の補助でございます。

同じく中学校につきましても280万円の補正になっていますが、これもコロナウイルス関係でございます。

10款全体では減額の5,307万2,000円ということになりまして、全体で3億4,910万1,000円の補正額となります。

それから、繰越明許費につきましては19件ございます。ほとんどが今回の補正に伴うものでございますが、この中で補正に伴わないものが少しありますので、ご報告申し上げます。

まず、一番上の地域公共交通施設整備事業費900万円につきましては、あいの風とやま鉄道のエレベーター分でございます。既存水路等の取付けについて少し時間が要するということでの繰越しでございます。

それから、その次のコンピュータ管理運営費3,000万円につきましては、12月補正をさせていただきましたが、各地区公民館、それから庁舎へのWi-Fiの整備ですが、資材の調達について、もうしばらく時間がかかるということでの繰越しでございます。

それから、1つ飛びまして、国民年金事務費110万円につきましては、これは国民年金システムの改修でございますが、国からのいろんなデータの送付が遅れておりまして、完成が9月頃になるということでの繰越しでございます。

それから、下のほうに参りまして、下から6段目ですかね、中野島坪川線道路改良事業費4,125万1,000円につきましては、これは踏切改良の部分でございます。鉄道事業者との協議に時間を要していることからの繰越しとなります。

それから、その次の有金上島線道路改良事業費1,750万円につきましては、地権者との交渉に時間を要していることからの繰越しとなります。

それから、その次の道路改良費6,700万円につきましては、市内3路線ですが、浜四ツ屋町内の1号線、それから北野国道線、柳原中村線のこの3路線ですが、それぞれ地権者との交渉に時間を要していることからの繰越しとなります。

繰越しは以上になります。

次の3ページ目をお願いいたします。地方債の補正でございます。追加が1件、変更が4件ございます。

追加のほうは、先ほど申し上げました減収補填債の発行になります。繰り返しになりますが、消費税交付金は国の当初予算時の算定額に比べて減収が見込まれるということで、

全国的に減収補填債の発行を行って、投資的経費に充当するものでございます。

それから変更が4件ございますが、まず農業生産基盤整備事業につきましては、3,620万円を、2,500万円追加いたしまして、補正後は6,120万円とするものです。こちらは土地改良事業に係るものでございます。

それから、水産業施設整備事業につきましては、450万円を、1,240万円追加いたしまして、1,690万円とするものです。これは滑川漁港の改修に伴うものでございます。

それから、道路橋梁事業につきましては、6,200万円に1,430万円を増額いたしまして、7,630万円といたします。こちらは、国の補正に伴いまして、滑川富山線等の舗装改良などの分でございます。

それから、都市計画事業につきましては、補正前4,640万円に1,350万円を追加いたしまして、5,990万円といたします。これは橋場国道線の事業費に係るものでございます。

一般会計は以上となります。

続いて、特別会計の補正ですが、議案第8号 下水道事業会計の補正（第2号）となります。

まず、収益的収支のほうで181万9,000円の減額につきましては、次に出てまいります資本的収支の補正に伴う消費税納付金の減額によるものでございます。

それから、資本的収支のほうの補正額は4,000万円です。これは国の3次補正で補正をいただいたものです。ポンプ場の設備改修工事の実施設計ということで、第2、第3、それから高塚のポンプ場の電気設備などの更新に伴う設計を行うものでございます。

それから、先ほど一般会計のものが出てきましたが、歳入側のほうで、平成29年度、平成30年度の一般会計の繰入金について減額を行う補正を行います。

それから、一覧表の中で、裏面になりますが、その他案件といたしまして、議案第23号 地方自治法第179条による専決

処分の承認を求めることについてでございます。いずれも今年度の大雪に伴う経費の専決処分となります。

まず、専決第1号につきましては、一般会計補正予算（第6号）となります。専決日は令和3年の1月4日となります。補正額は8,000万円です。補正する箇所は8款土木費でございます。除雪対策事業費8,000万円です。1月4日時点では、3月までの分として全線で11回、それから山側のほうで13回、計24回での除雪経費の専決補正とさせていただきます。

その後、降雪が続きまして、次の専決第2号となります。令和2年度一般会計補正予算(第7号)となりまして、専決日は令和3年の1月29日となっております。補正額は7,000万円でございます、同じく除雪対策事業費の7,000万円です。

こちらのほうでは、1月29日までの出勤実績と3月分までの見込みとして、今度は全線を16回、それから山側を10回、計26回での予算の計上となっております。

専決については以上でございます。

それから、一覧表のほうに戻っていただきまして、その次に書いてございます報告でございます。

報告第1号でございます。令和元年度決算に基づく財務諸表についてという、ここは財政課の管轄になります。健全な財政に関する条例に基づきまして、令和元年度の一般会計と、その他会計を合わせました財務諸表を報告するものでございます。令和元年度末の資産の加除、それから現金、公債等の整理を行いまして取りまとめたものでございます。

私からは以上でございます。

**【櫻井総務課主幹】** では、私から予算関係以外について、議案一覧表によりご説明いたします。議案一覧表をご覧ください。

初めに、条例の一部改正についてであります。

議案第10号 滑川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、総合計画審議会の中で新たに計画策定後の進捗管理に係る調査・審議を行うことを可能とするとともに、総合計画と総合戦略の一体化に伴って総合戦略策定委員会を統合するために、審議会委員の上限数を引き上げる必要があることから、当該条例において所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、この条例第1条に規定する設置目的の変更、また審議会委員の上限数を20人から25人に引き上げるものでございます。施行期日は令和3年4月1日であります。

続きまして、議案第11号 滑川市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が令和3年2月13日に廃止されたことから、当該条例において引用していた部分について、別の表現で新型コロナウイルスを定義する改正を行うものでございます。施行日は公布の日からでございますが、令和3年2月13日から適用するものであります。

議案第12号 諸収入督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例

の制定についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律の一部改正により、延滞金に係る「特例基準割合」の名称が「延滞金特例基準割合」に改められたことによりまして文言を整理するもので、既存の条例のうち特例基準割合の規定を設けている条例についても一括して整備、改正するものでございます。その関係する条例は7本ございまして、この整備条例で整備させていただきます。施行日は公布の日からですが、令和3年1月1日から適用するものであります。

続きまして、議案第13号 滑川市東部小学校区放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、令和3年4月に西部小学校区放課後児童クラブ施設を新たに設置するに当たりまして、東部小学校区の児童クラブ施設設置について規定する既存の条例に、西部小学校区の児童クラブ施設設置についても追加で規定することとしまして、当該条例に所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容につきましては、条例名から東部小学校区を削除するほか、西部小学校区の施設設置について追加規定するものでございます。施行日は令和3年4月1日です。

続きまして、議案第14号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行されたことから、当該条例において引用していた部分について、先ほどもありましたが、新型コロナウイルスの表現を定義する改正を行うものでございます。施行日は公布の日からですが、令和3年2月13日から適用するものであります。

議案第15号 滑川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料率について改定するほか、健康保険法施行令等の一部を改正する省令が令和3年4月1日に施行されることから、当該条例において影響がある部分について所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容につきましては、保険料率や基準所得金額の改定。保険料率で言えば、基準額は5,700円から5,741円に改定。保険料は、第1段階から第11段階の全てにおいて改定。基準所得金額は第7段階から第9段階で金額の範囲を改定するほか、国の税制改正によって創設された条文の引用、また個人所得課税の見直しに伴い影響がある部分を改定するものでございます。施行日は令和3年4月1日です。

続きまして、議案第16号 滑川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第19号 滑川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する



条例の制定についてでございますが、この議案は、いずれにおきましても、おのおのの条例の根拠となる省令が改正されることに伴いまして、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでありまして、主な改正内容は、ほぼ同じ内容となるものでございますので、一括して説明させていただきます。

その主な改正の内容につきましては、介護に関する情報収集、活用やPDCAサイクルの推進、質の高いケアマネジメントの推進、高齢者虐待防止、ハラスメント対策の強化、業務継続計画の策定などを新たにこの条例の中で規定するものであります。施行期日は令和3年4月1日であります。

続きまして、議案第20号 滑川市公害防止条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、大気汚染防止法の一部が改正され、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、引用法の項の繰下げに伴う改正でありまして、大気汚染防止法第2条「第13項」という用語を「第14項」に改正するものでございます。施行期日は令和3年4月1日です。

裏面をお願いします。議案第21号 滑川市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、単身高齢者の増加や社会情勢の変化を踏まえ、市営住宅等の入居手続において、連帯保証人の数や連帯保証人さんの居住地の要件を緩和するとともに、入居者の更新手続の負担を軽減することを目的に所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容につきましては、連帯保証人の人数を2人から1人に。居住地の要件で、市内に居住しているという要件を削除。契約更新について、更新手続が必要なものを自動更新にするもので、市営住宅条例、特定公共賃貸住宅条例、定住促進住宅条例を改正するものであります。施行期日は令和3年4月1日です。

議案第22号 滑川市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、消防団運営の安定化を図ることを目的として、当該条例において規定している消防団員の定年について所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容につきましては、団長、副団長及び分団長の定年を65歳から68歳に延ばすものでございます。施行期日は公布の日になります。

続きまして、報告案件の残り1件、報告第2号であります。地方自治法第180条による専決処分についてであります。

専決第3号及び第4号は、いずれも損害賠償請求に係る和解に関する件でありまして、

報告第3号は、上小泉地内におきまして、庁用車を駐車し、降りようとドアを開けた際、強風にあおられ、隣に駐車していた車両に接触しまして、相手方のフロントサイド部分を車両損傷させたものでございます。

第4号は、柳原地内において、相手方の普通自動車は右折しようとした際、相手方の安全確認が不十分であったことから、右方向から進行してくるコミュニティバスと接触しまして、両者の車両が損傷したものでございます。

最後に追加議案の人事案件の議案がございしますが、議案第24号から第26号までは人権擁護委員候補者の推薦についてございまして、滑川市人権擁護委員会の委員のうち3名が6月30日をもって任期が満了となりますので、その選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上です。

【中川委員長】 それでは、ただいまの説明について、何か質問はありますか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないですね。それでは、当局の皆さんには、ご苦労さまでございました。退席願います。

(当局退室)

【中川委員長】 それでは、日程第3 請願、陳情、意見書等について議題といたします。事務局から説明願います。

【藤名局長】 それでは、請願、陳情等の一覧表をご覧ください。

今のところ、意見書提出要請が1件あります。祝日に日の丸を掲げる会からの「大和堆及び尖閣諸島を中国の不法漁船、武装艦船から日本海域を守るための意見書の提出について」であります。

なお、最終受付は定例会の3日前の3月1日月曜日となります。それまでに案件の追加があれば、3月5日の金曜日ですが、本会議前の9時から議会運営委員会を開いて協議をいただきたいと思っております。

そして、今回のこの意見書1件と合わせて、各会派・グループで協議をいただきまして、3月13日土曜日の本会議前の9時からの議会運営委員会で協議結果を報告していただきたいと思っております。

以上です。

【中川委員長】 ただいまの説明について、委員の皆さんから何かありますか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないようであります。

それでは、今のところ、意見書提出要請が1件ということではありますが、3月1日までに案件が出てくれば、今ほどの事務局長の説明のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第4 会議規則の改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【永田主幹】 それでは、お手元に配付してございます資料、標準市議会会議規則の一部改正についてをご覧ください。

このたび全国市議会議長会では、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、議員として活動するに当たっての制約を解消するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において、原則として押印を廃止するという政府の政策動向を踏まえまして、市議会に対する請願に係る署名、押印の見直しを行ったところでございます。

それを受けまして、まず、滑川市議会なんですけれども、欠席の届出関係につきましては、市議会の会議規則第2条におきまして、「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない」。第2項としまして、「議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」と。第87条、委員会についても、同様の規定がございます。

これを今回改正されました標準会議規則に合わせまして、この第1項のうち「事故のため」となっている文言を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」という文言に、第2項のうちの「日数を定めて」の文言を「出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」という文言にそれぞれ改正をしてはどうかというものでございます。これが1点目です。

次、2点目としまして、請願書の押印関係でございます。

これに関しましては、同じく会議規則の第123条におきまして、「請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載し、請願者が押印をしなければならない」。第2項で、「請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印を

しなければならない」というふうに定めております。

これにつきましても、今回の標準会議規則の改正に合わせて、「請願者が押印をしなければならない」という文言を「請願者が署名又は記名押印をしなければならない」と。さらに第2項を追加して、「請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない」として、さらに第2項の追加に合わせて、第3項として、前2項の文言を加えるという改正でございます。

なお、議長会のほうで、単に押印の廃止ではなく、選択肢として記名押印という文言を残すことにした理由としては、従来から請願、紹介議員に署名または記名押印を求めているということと、加えまして、身体的な理由により署名が困難な請願者がおられた場合、自署、自分で書くことができず、請願者の要件を満たすことができないという事態に関しては、憲法が保障する請願権の行使に反するおそれがあるということで問題が多いと。こういった理由から、どちらも選択できるという形にしたことでございます。

なお、押印に関する滑川市議会の規則関係につきましては、昨年11月10日の議会運営委員会の協議会におきまして、一度一覧をお示ししたところでございます。

本日、一番下に、そのときに配った資料と同じ物を配付してございます。昨年の協議の際には、この倫理条例の施行規則につきましては、地方自治法で直接請求の規定がございしますが、そちらについては押印を求めているということもございまして、そちらの自治法の改正の様子を見ればどうかというような協議があったところでございます。

なお、市当局の改正の状況なんですけれども、押印に係る条例につきましては、押印を条例の中で定めているという条例自体の本数が少ないということで、市民に直接関わるところが少ないということで、当局としては、6月定例会で条例の改正は予定しているということでございます。

ただ、議決を必要としない規則等に関しましては、総務課のほうで一括して改正の手続を取りまして、規則については、令和3年の4月より適用をします。半年の移行期間を設けるということで、原則的には押印は廃止するということに聞いております。

なお、県内の他市の状況、近隣の市の状況なんですけれども、富山市議会につきましては、改正については検討中ということです。なお、魚津市議会、黒部市議会にも聞いたところ、どちらも検討中ということなんですけど、押印の規定については3月定例会で改正予定ということでした。

欠席の事項につきましては、例えば欠席日数が多くなった場合、報酬の減額等をどうするのかというような協議も必要ではないかということで、こちらについてはちょっと時間がかかるのではないかとございました。

説明については以上です。これらの改正について協議いただければというふうに思っております。

以上です。

【中川委員長】 それでは、ただいまの説明について、委員の皆さんから何かありますか。

【古沢委員】 別に私も結論を持っておるわけじゃないですが、幾つかあると思うんです。1つ今言われた、欠席が長期に及ぶ場合の取扱いをどうするかというのは、これは今3月すぐということじゃなくて、継続して考えてもいいんだろーとは思いますが。

世の中にはいろいろ全国的にもあって話題にもなっているので、ちょっと避けて通れないところがあるかなとは思いますが。継続して協議すればいいのかもしれませんが。そういうふうな思いがあります。

それから、最後のところの議会に提出されるものの中で、もう一回確認したいんですけど、政治倫理条例の中の審査の請求のときに署名及び押印としていたんですよ。これ、さっき言われたら、ああ、そうやなと思ったんですが、身体的理由によって署名が困難だというのがあったでしょう。こういう場合もあり得るということだと思えますよね。

それとの関わり合いだちゃね。請願する場合と、それから審査請求をする場合との違いというか、請願は、場合によっては署名はなくて記名押印、審査請求の場合は署名と押印という違いをどのように理解し、あるいは考えたらいいかということが課題だなと思えますよね。

審査請求する場合だって、それは当然そういう方がおられる可能性はあるわけで、どうしたものかなと思えますけどね。これをつくったときには、そこまで考えていなかったというのが正直なところ。

【青山委員】 私、結構、署名をいただく仕事をしているので、最近すごく思うのは、やっぱり高齢の方で、手が震えて書けないという方が結構いらっしゃるんですね。先ほどの身体的ということは、今後高齢化社会がより進むに当たって、いわゆる審査請求を出したい人も、当然その中にも該当してくるのかなというふうに。

時代の流れで、この際、こっちを変えるのであれば、うちのほうも手をつけてもいいのかなというふうな気もします。

【中川委員長】 なかなか難しい問題だと思いますが。

【藤名局長】 先ほど古沢議員が言われました倫理条例の審査請求の署名についてですが、一応自治法の上で直接請求できるものが決められておりまして、それに右へ倣えして多分こういうふうになっておるかと思えます。

自治法上でも署名捺印、署名と押印を求めていますので、そちらのほうで改正されれば、こちらの議員条例のほうも改正せざるを得ないなというふうに思っておりますが、今のところ、その直接請求での判こ、押印不要というのは、まだ動きは聞いていないものですから、そちらと連動すればどうかなというふうに思っております。

この署名ですが、身体的に障害で署名ができないという場合は代筆という方法もあると。自治法上の解釈で代筆というのもございますので、それをもって、書けん人は、倫理条例で署名できないということはありませんので。

【古沢委員】 代筆も認めるというのは、私は確認しておらんけど、文言に入っておるが。あるいは、法解釈上そういうふうに扱われているということなのか。

【藤名局長】 ちょっと法のどこに書いてあるか、あるいは規則に書いてあるか分かりませんが、選挙の投票でも代筆というのがございますので、そういった手続だろうというふうに思えます。

【開田副委員長】 このままでちや、駄目なん。

【青山委員】 そしたら、このままで、例えば法律の改正があったときに準じて条例も変更ということで、今のところ、実務的に支障がないということですね。

【藤名局長】 政治倫理条例についてはそれでいいと思うんですが、今議題でお諮りしておるのは会議規則のほうでございまして、それについては標準会議規則が改正になります、要は署名または記名押印というふうに変更肢を広げるといったことになっておりますので、このとおり、あるいは直すかどうかということをご協議いただきたいと。

【開田副委員長】 要するに、こっちでは押印をしなければならないのが、署名または記名押印という新しいところで文言を入れるかどうかのことなんでしょう、ね。別にいいがでないがけ。すみません、すごく簡単な考え方やけど。要は、申請するには、申請者としたら幅が広がったということですよ。私はいいと思うがだけど。

【中川委員長】 今ほど開田副委員長が言われたとおり、請願する場合に署名または記名押印というふうになっておるので、それをそうするか、今までどおりにするか。今は署名と捺印が必要だということでもありますので、それをどちらかにするということです。

現在改正を進められているということでもありますので、うちもそうしたらどうかという案ではありますが、ここですぐ決めるか、あるいは各会派でまた一回、こういう話があるよという相談をされるか、どちらでもいいです。

【古沢委員】 相談されてもいいと思うんですけど、私とすれば、署名または記名押印ということで、どちらでもいいよということだろうと思うので、これに特段異論はありません。

【開田副委員長】 みんな、異論ないがだろう。ここで決めていいがでない。

【原委員】 ありません。

【青山委員】 異論はありません。

【浦田委員】 やっぱり下ろすべきや。

【中川委員長】 一回下ろす。

【浦田委員】 下ろさないと、その人、知らんじゃという。代表して皆さん参加しておられるが、皆さんの意見を聞いて、代表して話になるので。

【中川委員長】 分かりました。

今、会派、グループで一回相談して、いま一度持ち帰って、この場で後日決定すると。

【古沢委員】 一つあれながやけど、これ、会議規則だから、合意が得られれば議員提案になるはずやね。

【藤名局長】 はい。

【浦田委員】 ちなみに、話し合って合意されれば、3月定例会で改正という形になるのかな。

【藤名局長】 それについても、3月にするが、あるいはもうちょっと様子を見て6月にするがとか、それもお願いしたいがです。

それと、もう一つの欠席のやつもどうするかということも考えてください。

【中川委員長】 両方ね。

【藤名局長】 それを含めて、3月にするが、6月にするが、あるいは一つずつするが、同時に、なら3月か、同時に6月かとか、そういったことも議論いただければと。

【中川委員長】 そういうことでもありますので、ぜひとも欠席の場合と、それと請願の場合どうするか、いいか、また答えを聞かせていただきたいと思うがです。

それと、ついぞと言っちゃ何ですが、この滑川市議会に提出されるものということ、この最後の部分もひとつまた皆さんと相談をしていただきたいと思います。

【開田副委員長】 この部分も審議してということね。

【中川委員長】 ええ。会派、グループで。

【開田副委員長】 はい。

【中川委員長】 それでいいですね。

(異議なし)

【中川委員長】 じゃ、日程。

【藤名局長】 そしたら、次回の議会運営委員会まで協議していただくということでお願いいたします。

【中川委員長】 それでは、日程第5 その他に入ります。

まず、委員の皆さんから何かありますか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないですね。

議長から何かないですか。

【岩城議長】 いや、いいです。

【中川委員長】 いいですか。

【岩城議長】 了解しました。

【中川委員長】 じゃ、事務局から何かありましたらお願いします。

【藤名局長】 では、3点お願いいたします。

まず、1点目です。コロナ対策でございますが、3月定例会におきましても、引き続きマスクを着用して、あと代表質問、一般質問の際には、1人終了するごとにまた休憩して換気や消毒をしたいと思います。

あと、質問者席あるいは演壇にはアクリル板を設置してございますが、マスクを着用したまま発言するというようお願いいたします。

それと、次に、令和2年度定例監査がございまして、その定例監査の結果についてご報告いたします。

1月29日から2月5日にかけて行われました令和2年度定例監査におきまして、監査委員から議会事務局への講評につきましては、政務活動費の支出については、従来から事務局による厳しいチェックとともに、領収書や収支報告書の公開など透明性の確保に努めている。いまだ市民から厳しい目が注がれていることから、引き続き励行されたいということとございました。



続いて、最後、3点目でございますが、予算特別委員会の正副委員長についてでございます。

3月定例会で設置が予定されております、議員全員で構成する予算特別委員会の正副委員長につきましては、順番によりますと、委員長に原議員、副委員長に高橋議員ということになりますが、そういうふうに進めていって、よろしいでしょうか。

【中川委員長】 それじゃ、今ほど事務局から説明がありましたが、3月定例会で設置が予定されております予算特別委員会の正副委員長については、順番により、委員長に原議員、副委員長に高橋議員ということであります。事務局の説明でよろしいですね。

(異議なし)

【中川委員長】 ほかに何か事務局に質問がありましたら。

(特になし)

【中川委員長】 ないですね。

それじゃ、ほかにないようでありますので、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

午前10時52分閉会

上記は会議の顛末を録し、  
その正当なることを証するため  
ここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_